

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域外に所在する郵便貯金銀行の営業所及び郵便局に歳入を納入しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域外に所在する郵便貯金銀行の営業所及び郵便局に歳入を納入しようとするとき。
- (2) 京都市国民健康保険規則第18条に規定する国民健康保険料納付書、京都市介護保険規則第28条に規定する介護保険料納付書又は京都市後期高齢者医療に関する規則第8条に規定する後期高齢者医療保険料納付書により、郵便貯金銀行の営業所及び郵便局に歳入を納入しようとするとき。

第37条第3号中「又は第3項前段」を削る。

第38条第2項中「第4条第6項」を「第4条第7項」に改める。

別表第2-1中第93号を第94号とし、第23号から第92号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)